

平成 28 年 1 月 13 日  
(2016 年)

介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等事業者  
の指定の一部効力停止処分について

介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）の規定に基づき、下記のとおり指定居宅サービス事業者等の指定の一部の効力を停止しましたので、お知らせします。

記

1 処分の対象となる事業者及び事業所

事業者名	社会福祉法人みらい福祉会
代表者名	理事長 山本 英樹
事業所名	特別養護老人ホームみらい
所在地	吹田市山田北 5 番 13 号
サービス種別	短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護
事業所番号	2771603426

2 処分の内容及び期間

(1) 処分内容

6 か月間の新規受入停止

(2) 効力停止期間

平成 28 年 2 月 1 日から平成 28 年 7 月 31 日まで

3 処分理由

利用者に対する人格尊重義務違反

(お問合せ先)

吹田市福祉部福祉指導監査室

介護事業者担当

電話番号：06-6155-8748（直通）